

は じ め に

平成27年度は、介護保険制度改正や子ども・子育て支援新制度の本格施行、生活困窮者自立支援制度の施行など、改革の大きな区切りを迎えます。

介護保険制度では、地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療や介護サービスにとどまらず、様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域体制づくりが進められます。

子ども・子育て支援新制度では、多様な保育の確保と地域における様々な子育て支援制度が始まります。

生活困窮者自立支援法では、当会が平成26年度モデル事業を実施した自立相談支援事業や就労準備支援事業など、生活困窮者の自立支援に向けた事業が、すべての市町で開始されます。

このような状況や取り組みを背景に、当会福祉協議会では、次の事業方針を掲げ、平成27年度の事業を推進します。

事 業 方 針

1. 地域福祉の推進

福祉目標である「小さなまちの大きなおうち ～ふれあい語りあい ささえあいの地域（まち）づくり～」を目指し、自治会といった身近な生活圏域での生活・福祉課題の解決に向け、専門職と地域住民やボランティアなどが協働した支えあいの体制づくりに取り組みます。

2. 福祉サービスの向上に寄与する人材の育成

地域の中で、これからは、その人らしい暮らしを支える質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できる事業者であるために、内部研修体制の構築等、人材育成に取り組みます。

重 点 目 標

1. 第4次地域福祉推進計画の平成27年度年次計画の実施により、次のことに取り組みます
 - ①「マップづくり」を通して、住民に地域の福祉課題の気づきを提供し、自治会エリアでの見守り、支えあいの仕組みづくり
 - ②住民の皆さんとともに地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会の組織づくりおよび教育訓練
2. ボランティアやボランティアグループの拠点であるセンターの役割について整理し、機能を強化し、ボランティア活動および福祉教育の推進に取り組みます。
3. 安心していきいきと働き続けることができ、職場環境づくりに取り組むとともに、職員のキャリア形成を支援します。
4. 3施設の指定管理者として、効率的な運営を行うとともに、講座をはじめとする自主事業にも取り組み、より多くの住民に親しまれ、利用される施設を目指します。

事業計画

〔I〕 在宅福祉活動

※ 表内 ★印=受託事業 ☆=町との共同事業 ◎=新規事業

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅高齢者地域生活支援サービス	老人給食サービスの実施	3,639 千円	S55.7	地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者の福祉の推進を図る。
	事業内容			毎週木曜日の夕食の配食(8月以外)。利用者負担200円 ①町内に子どもが居住していない70歳以上のひとり暮らしの方 ②身障手帳3級以上をもっている方がいる高齢者世帯の方 ③夫婦の年齢が合わせて160歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合
	年次目標			地域でのキーステーションを増やし、効率的な実施と本事業の目的でもある地域での見守りの強化を図る。
	★寝具乾燥消毒サービスの受託	346 千円	H13.7	在宅の高齢者及び障害者に対して、寝具類等の乾燥消毒を行うことにより、住みよれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって保健福祉の向上を図る。
事業内容			居室に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒する。 ①65歳以上の単身世帯②65歳以上のみの世帯③身体障害者手帳1,2級か療育手帳所持者の単身世帯④重度心身障害者のみの世帯⑤重度心身障害者と65歳以上の世帯⑥その他 原則1回/月、3枚/回。利用料300円/回	
年次目標			社協だよりによる広報や地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への事業紹介を通して、より多くの方に利用していただくよう取り組む。	
福祉機器の貸出事業	20 千円	H25.4		播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。
事業内容				播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。ただし、他のサービスを受けることができる方は対象外とする。
年次目標				返却時のメンテナンスにより、安全に利用いただけるよう心がけるとともに、長期の利用が必要な方については、相談に応じ、継続的に利用できるよう支援する。

	★手話通訳奉仕員養成事業の受託	1,006千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。
事業内容	講師として、兵庫県聴覚障害者協会、稲美町ろうあ協会、播磨町聴覚障害者部会たいよう、手話サークルはりま等に依頼し、初級講座を開催する。			
年次目標	講座を通じて手話の学習だけでなく、手話通訳支援の必要性や現状についても知っていただくよう、技術指導と講演を交えたプログラムを実施する。また、回数が増加に伴い受講期間が長期に渡る利点を踏まえ、行く行くは奉仕員として登録に至ることができるように関心が高まっていくようなプログラム作りに努める。			
★生活訓練事業の受託		1,678千円	H18.4	障害児の長期休業中における自立支援として、日常生活や社会生活上必要な訓練、指導及びレクリエーション活動を通じての交流を目的とする。
事業内容	夏休みの長期休業中の小学校の特別支援学級生や特別支援学校生に対し、個人の能力に応じた買物や調理・清掃など日常生活訓練やレクリエーション活動などを通じて、他の学校の友達とふれあい、交流を持つ。			
年次目標	参加児童にとって、安全で楽しく居心地の良い時間となるよう、環境づくりとプログラムの実施について工夫を図る。また、事業内での交流や体験といった経験を通じた学びの場となるように、関係機関と連携をとりながら取り組む。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
その他生活支援活動	福祉サービス事業 (日常生活自立事業)	224千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。
	事業内容	基幹型社協の専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い ②生活に必要なお金のお手伝い ③通帳や書類などのお預かり		
	年次目標	・関係者と連絡を密にし、利用者の権利を守り、在宅生活を支援する。 ・利用者の状況に応じて支援計画の見直しを行う等、変化に応じた支援を行うとともに、新たな生活支援員の養成を図る。		
★権利擁護支援事業		750千円	H25.4	高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るための支援策など権利擁護に関する課題等について検討し、権利擁護の意識に満たなまらちづくりを推進する。
事業内容	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。			
年次目標	多くの機関・団体の参画のもと権利擁護まちづくり委員会を組織し、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を行う。また、播磨町の権利擁護の推進体制について検討する。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
児童福祉活動	おもちゃルーム さきらの開設	40千円	H18.4	おもちゃを使うことの遊びの楽しさ・おもしろさの中から、子どもの自発性や創造性を育てるとともに、感覚・運動機能の発達を促進し、あわせて、障害児・健全児の別なく、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供し、子どもの健全育成を図る。
	事業内容			小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。運営は、ボランティアグループ『トウインクル』による。
	年次目標			子どもたちには安全な遊び場として、親には子育て中の仲間との出会いや情報交換となるよう運営する。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
小地域福祉活動	ふれあい いきいきサロン 事業	3,774千円	H13.5	ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
	事業内容			自治会を実施主体に、自治会館等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアが一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
	年次目標			・40自治会を目標に、新たに開設いただけよう自治会に働きかけていく。 ・研修会の開催や各サロンへの訪問等を通して、既存サロンの運営への支援を行う。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生きがい創り活動	喜寿お祝い写真 贈呈事業	174千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
	事業内容			9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈る。
	年次目標			敬老月間の事業として、数え年77歳を迎える方に、1人でも多くの人に応募いただけるよう、広報に努める。
	★ 楽々くらぶ事業 の受託	7,330千円	H18.4	地域支援事業の一環として、スクリーニングにより把握した特定高齢者に対し、週1回、5会場で「楽々くらぶ」を開催する。地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき、「運動器の機能向上」や「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のメニューを提供する。

事業内容	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方は除く）を対象に、福祉会館・コミュニティセンターを会場に、①運動教室 ②健康チェック ③送迎サービス ④給食サービス ⑤レクリエーション（月1回）を提供する。1人あたりの利用頻度は、月4回。利用料200円/回 昼食があるときは600円/回
年次目標	・6か月間という短期間で効果のあるプログラムを専門スタッフとともに考え、提供し、介護予防に努めながら、身体機能の維持向上を目指す。 ・介護保険制度の改正に伴い、介護予防事業も見直される中、これまでの運営の経験をもとに、必要に応じて、行政に提言を行う。

〔Ⅱ〕 ボランティア活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
学習機会の提供	養成講座の開催事業	—	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
	事業内容			要約筆記初級講座・学生を対象とした夏休みボランティア体験教室（保育体験など）・点訳ボランティア養成講座など
	年次目標			講座の必要性と活躍の機会などを踏まえ、多くの方に関心を持っていただく機会とできるように開催のPRに努め、継続的な活動を見据えた事業の実施に取り組む。
交流・ネットワークの推進	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	—	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。
	事業内容			手話中級講座、ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言。 ボランティア同士の交流を深めるためのボランティアの集いの開催。また、視覚障害者団体と朗読グループの交流研修会を開催。
	年次目標			地域のニーズと活動者をつなぐ役割として、ボランティアグループと日頃からの意見交換を欠かさず、横断的な支援を図る。また、その中で、ボランティア連絡会という場が、どのように各登録グループ及び活動者の有用性に結び付けることができるかについて協議し、模索する。
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
情報の収集・提供・発信活動	ボランティア情報誌発行事業	—	S58.9	情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽なものにする。

事業内容	「みてみて」発行 1回/年		
年次目標	ボランティア活動の実態や生の声を記事に盛り込み、多くの方にボランティアに対する関心を持っていただき活動者の裾野を広げることが目指す。		
区分	事業名	事業費	事業開始
マッチング ・支援活動	コーデイネーター事業	—	S58.9
	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。		
年次目標	活動希望者と地域のニーズに幅広くスムーズに対応していけるよう、双方の情報収集に努める。		
区分	事業名	事業費	事業開始
災害時支援活動	生活相談員の養成	—	H27.4
	事業内容	災害により福祉避難所の開設に至った際、その避難民を対象に不安の軽減を図るため傾聴等の支援を行う相談員の養成し、災害時に備える。	
	年次目標	福祉避難所開設時に配置する生活相談員の養成を行う。	
	事業名	事業費	事業開始
	事業名	事業費	事業開始
	事業名	事業費	事業開始

[Ⅲ] 一般福祉活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成	285千円	—	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。
	事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づき申請により助成する。また、活動の支援を行う。		
	年次目標	各種団体・当事者組織の自主活動の支援する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定	100千円	S62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。
	事業内容	播磨南小学校、蓮池小学校、播磨小学校、播磨西小学校、県立播磨南高校 以上5校。1校につき20,000円/年助成。3年間の県社協の指定校制度を終了した学校に対し、活動を継続できるように助成し、活動の助言等を行う。		

年次目標	学校におけるその他福祉教育に関連する取り組みの情報収集を行う。また、担当者と事前事後の話し合いの場を持ち、今後の実施へ活かせるよう評価を行う。		
------	---	--	--

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
啓発・広報活動	社協だよりの発行	1,228千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。
	事業内容	社協だよりの『ゆう&あい』の毎月24日発行		
	年次目標	内容や紙面の充実に努め、社協事業の周知を図るとともに、社協からの情報発信の場として活用していく。		
	ホームページの開設	156千円	H10.4	広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報をタイムリーに発信し、福祉の向上を図る。
	事業内容	インターネットを使い、情報を発信する。 Eメールを活用し、双方向の情報交換を行う。		
	年次目標	・ホームページは、タイムリーな情報発信が可能であることから、全部署が有効に活用し、情報発信する。 ・情報掲示板において、地域の機関・団体の活動やイベントを発信する場として、活用してもらう。		
福祉大会の実施	福祉大会の実施	193千円	H8.6	福祉大会を開催することで、社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障害者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。
	事業内容	手話体験・点訳体験・要約筆記体験など		
	年次目標	参加者に対し、障害のある方や高齢のある方などを想定した各種体験を通して、その支援の在り方を考えるきっかけとなるように働きかける。また、町内のボランティア同士の交流の機会となることを目指す。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	196千円	S37.1	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行なって、地域住民の福祉の増進を図る。
	事業内容	毎週火曜日13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員8名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。		
	年次目標	身近なよろず相談窓口として、どこへ相談に行けばよいか悩まれている方に利用いただけるよう広報に努める。		

法律相談所の開設	327千円	H9.6	心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多様化する中、法律的な助言・援助が必要な相談の問題解決能力を高める。
事業内容			毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。
年次目標			実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。 貴重な専門相談である法律相談を有効活用していただくのと相談とともに広報活動に努める。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	生活福祉資金の貸付	—	S34.4	低所得・高齢者・障害者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じて必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにする。
	事業内容			対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金（教育支援費・就学支援費） ③総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ④臨時特例つなぎ資金 ⑤不動産担保型生活資金
	年次目標			生活困窮者への支援として、世帯が自立し、安定した生活が送れるよう、単に資金の貸付相談ではなく、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。
	特別支援資金の貸付	200千円	S35.9	生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。
事業内容				対象：生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000円 償還期間：12ヶ月以内
年次目標				生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
募金活動	社協会費	4,730千円	S58.6	社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
	事業内容			普通会費1戸500円 特別会費5,000円とし、7月より集金。
	年次目標			社協活動の理解につとめ、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。

共同募金	2,899千円	住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。
事業内容	・兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会の実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 ・配分金を、地域福祉推進のために有効に活用する。	
年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用する。	
歳末募金	1,500千円	S26.12
事業内容	・自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。
年次目標	募金に協力していただけるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。	
善意銀行	445千円	S38.8
事業内容	・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
年次目標	地域住民の善意を生かせるよう運営を行う。	

[IV] ★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的
28,635千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。
事業名		具体的な内容
総合相談支援		①関係機関等からの情報収集により、訪問等による実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。
権利擁護		①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って速やかな虐待対応を行う。 ③認知症サポーターを養成、組織化し、認知症の人の支援者を増やす。
介護予防ケアマネジメント		①介護予防事業に関するモニタリングを行う。 ②予防給付に関するケアプランの作成、サービスマニタリング、給付管理をする。
包括的・継続的ケアマネジメント		①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための事例検討会や情報提供を行う。

その他啓発活動	<p>①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。</p> <p>②シニア元氣アップ出前講座を行い、介護予防活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と協働して地域での見守り、支え合い活動を支援する仕組みづくりを考え、実践に移す。 ・権利擁護まちづくり委員会に参画し、権利擁護の意識を高めるための取り組みを行う。 ・認知症サポーターや介護支援ボランティア等の支援者を養成し、活動を支援する。 ・個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を開催する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業創設に向けた検討を関係機関に働きかける。
年次計画	

[V] ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
23,662千円	S58.5 H21.4	利用者に対し、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。
方針	関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供する。	
年次計画	①利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、それに基づきサービスを提供する。 ②個人の適性に応じた作業を提供するために、新規作業を開拓し、作業内容を充実させる。 ③余暇活動・機能訓練等を通して、利用者の健康維持増進に努め、生活の質を高める。 ④家族・関係機関・ボランティア等と連携し、利用者にとって安全で住みやすい地域であるように努める。	

[VI] 介護保険事業

区分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパー ステーション	介護保険事業	H12.4	総事業費 26,635千円
	方針	サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針とし、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。	
	年次計画	<p>①内部研修や外部研修を活用し、職員の資質を高める。</p> <p>②各居宅介護支援事業者や地域包括支援センターと連携を図る。</p> <p>③安定した運営を図るため、人材の確保に努める。</p> <p>④各種マニュアルの見直しや整備を行ない、職員への周知徹底を図る</p>	

<p>★高齢者生活支援型 ホームヘルプサービス事業 の受託運営</p>	<p>H12.4</p>	<p>身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者がホームヘルパーの派遣を必要とする場合、その費用の一部を助成することにより、高齢者が健全で自立した安らかな生活が営むことができよう援助する。</p>
<p>内容</p>	<p>対象者：町内に在住する者で、介護保険対象外であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。 内容：①身体介護に関する事 ②家事に関する事 ③相談・助言に関する事</p>	<p>対象者：町内に在住する者で、介護保険対象外であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。 内容：①身体介護に関する事 ②家事に関する事 ③相談・助言に関する事</p>
<p>障害者総合支援法 に基づく居宅介護事業</p>	<p>H18.4</p>	<p>身体障害者（児）・知的障害者（児）に対し、自立と社会参加を促進するために、適正な居宅介護を提供する。</p>
<p>内容</p>	<p>対象者：身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者 内容：①身体介護に関する事 ②家事に関する事 ③外出時における介護</p>	<p>対象者：身体障害者（児）・知的障害者（児）に対し、自立と社会参加を促進するために、適正な居宅介護を提供する。</p>
<p>介護保険事業</p>	<p>H12.4</p>	<p>総事業費 90,671千円</p>
<p>方針</p>	<p>サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧」事業運営に当たれることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指して、合わせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づき適正な通所介護ならびに介護予防通所介護を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。</p>	<p>サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧」事業運営に当たれることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指して、合わせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づき適正な通所介護ならびに介護予防通所介護を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。</p>
<p>年次計画</p>	<p>上記方針の達成の為、</p>	<p>① 利用者の生活自立の助長と安心・安全な生活の質の保持と向上のため、本人・家族・介護者との対話を大切にして、心身の状態把握と意向・希望を聴き取り、ニーズ把握に努める。 ② 把握したニーズ、状態に応じた見直しを行いサービス提供を行う。 ③ 通所介護計画書の作成に当たっては、担当ケアマネージャー立案のケアプランに即すること、また必要時のプランの変更の提案を行い、日常的に本人のニーズに応じた過ごし方が出来ているのかに着目してサービス提供に当たり、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っている。 ④ 選択制メニューの充実・拡充、ニーズに即した内容にするため、希望アンケートの実施また日頃の参加の様子を見ながら、地域ボランティアの協力や新規協力ボランティアの開拓もしながら、レクリエーションを実施する。 ⑤ 生活行為能力の向上に着目した運動やレクリエーションの実施で家庭内自立の促進を意識したサービス提供を行う。 ⑥ 認知症利用者の増加に伴うケアの質の確保と向上のための研修を実施する。 ⑦ 関係事業所や行政機関・ボランティアとの連携でサービス内容の充実を目指す。</p>
<p>デイサービスセンター</p>		

★障害者日中一時 支援事業	H18.4	社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。	
	内容	対象者：町内に在住する18歳以上の身体障害者 内容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練）・レクリエーション ⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助	
	★身体障害者短期入所事業	H12.4	身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。
	内容	対象者：町内に在住する在宅の障害者 利用期間：7日以内	
居宅介護支援事業所	介護保険事業	H12.4	総事業費 20,843千円
	方針	要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。	
	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員一人当たりの担当件数は、要介護者・要支援者を含め39件を目安とする。 ・次のことを心がけながら、件数を確保できるよう努める。 ① 利用者の心身状況とその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアプランを作成し、利用者の心身状況や家族・環境の変化に応じ、居宅サービス計画の見直しや変更を行なう。 ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行なう。 ③ 事業運営にあたっては、播磨町や医療機関・地域包括支援センター・他のサービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。 ④ 行政への各種申請代行を行なう。 ⑤ 播磨町及び他市町村からの介護認定調査委託を受ける。 ⑥ 利用者へのサービスの質の向上のために、効果的な研修を実施する。 	

〔VII〕 公益事業

事業名	事業費	事業開始	
★福祉会館の受託運営	19,905千円	S62.4	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。 ・自主事業にも積極的取り組み、多くの方々に利用いただける施設を目指す。 ・長く施設が利用できるよう、中長期の修繕計画を町に提案していく。
★福祉しあわせセンターの受託運営	6,015千円	H12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。 ・長く施設が利用できるよう、中長期の修繕計画を町に提案していく。

〔VIII〕 第4次地域福祉推進計画

重点目標その1 自治会エリアで見守り・支えあいの仕組み作りを目指す	
活動目標1 民生委員児童委員協議会ならびにコミュニティセンター区ごとの自治会長と懇談会を開催	自治会エリアでの仕組み作りについて地域で話し合いを行うにあたり、自治会役員だけでなく、担当民生委員や、その他の住民の皆さんからもご理解ご協力が得られるようにはたらきかけを行う。
① 民生委員児童委員協議会との懇談会、計画の説明会を開催	適時、自治会長会の場をお借りして懇談会を開催し、計画の説明や「支え合いマップづくり」といった手法の提案を行い、賛同が得られるよう努める。
② コミュニティセンター区ごとの自治会長会の場を借りて懇談会、計画の説明会を開催	
活動目標2 各自治会と懇談会を実施し、福祉連絡会（仮称）の組織化をはたらきかけ	自治会単位で、社協や計画の説明、及びくみづくりのための手法となる「支え合いマップづくり」の提案などについて、説明会を行い理解を促進する。
① 各自治会エリアで懇談会を開催し、地域での見守り・支えあい活動の必要性について理解を広げる	26年度からご意見を伺っている自治会に対し、住民同士の話し合いの場づくりとして「支え合いマップづくり」の内容や具体的な取り組みを提案し、実践へと結びつける。
② モデル自治会を依頼し、一緒に福祉連絡会（仮称）を立ち上げ、活動支援を行う	
活動目標3 コミュニティセンター区ごとに福祉ネットワーク会議（仮称）設置へのはたらきかけ	自治会単位での福祉連絡会（仮称）の開催状況を踏まえ、設置に向けはたらきかける。
① 福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援	福祉連絡会（仮称）の開催状況を踏まえ、設置に向けはたらきかける。
② モデルのコミュニティセンター区で、福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援	

<p>活動目標 4 行政や民生委員児童委員協議会等の関係機関・団体との連携、協働をすすめる</p>	<p>①行政や関係機関・団体へ調査の結果や計画の説明を行い、周知・理解促進を図る</p> <p>②福祉連絡会の設置に向けて、研修会の実施等、必要に応じて行政・関係機関と協働して取り組む</p>	<p>行政や関係機関・団体と協働できるよう、「支え合いマップづくり」の方法の周知・理解促進を行う。</p> <p>必要に応じて、行政や関係機関と連携をとり協働して地域へはたらきかける。</p>
<p>重点目標その 2 地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会を目指す</p>	<p>活動目標 1 社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、事業・組織体制を見直し</p> <p>①社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、社協事業・組織体制の見直しをはかる</p> <p>②事業・組織の見直しの見直しにより、事務局に地域福祉担当制を設ける</p> <p>③播磨町社協の強みでもある、介護・在宅福祉サービス専門性や職員の力を地域の福祉活動につなげる</p> <p>④事務局職員と介護・福祉サービス専門職とが、総合的に地域福祉活動を支援する</p>	<p>社協事業・組織検討委員会を開催し、事業及び体制について見直しを図る。</p> <p>事務局の体制、職員の担当について見直しを図る。</p> <p>介護・在宅福祉サービス事業所の専門性や職員の力を、地域の福祉力の向上に結び付ける。</p> <p>事務局職員と介護・福祉サービス専門職が一体となって、地域の課題解決に向け支援していく。</p>
<p>活動目標 2 地域の福祉活動を推進・支援する職員（コミュニケーションワーカー）を育成</p>	<p>①職員の研修計画を作成し、職場内研修や外部研修を通してコミュニケーションワーカーとしての感性や技術向上に努める</p> <p>②社協の全職員が地域福祉の視点を持ち、それぞれの専門性を活かして、何らかのかたちで、地域福祉活動に携わる機会を設ける</p>	<p>研修計画を作成し職場内研修を随時実施する。また、外部研修も活用し、技術向上に努める。</p> <p>社協の全職員が地域福祉の視点を持ち、それぞれの専門性を活かして、様々な面で地域福祉活動に携わる機会を設ける。</p>